

平成 31 年度農作業受託研修事業に係るプロポーザル募集要領

1 委託業務の名称

平成 31 年度農作業受託研修事業委託

2 委託業務の内容

別添「平成 31 年度農作業受託研修事業委託仕様書」のとおり

3 委託料上限額

3,654,964 円（消費税及び地方消費税相当額（合計 10%）を含む）

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 法人格を有する団体であること
- (2) 県西・湘南地域における農業の実情を把握していること
- (3) 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること
- (4) 神奈川県内での農作業受委託に関する支援実績があること
- (5) 直近年の収支が黒字かつ累積損失がないなど、財務状況が健全であり、委託期間を通じて安定した事業運営が可能なこと
- (6) 特定の農林漁業者等を支援対象としない者であること
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (9) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること
- (10) 平成 26 年度以降に、本業務に類似した業務を国又は地方自治体から元請として受託し、完了した実績があること

5 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 公募開始 | 平成 31 年 4 月 9 日（火） |
| (2) 参加意思表明書の受付 | 平成 31 年 4 月 16 日（火）午後 5 時まで（必着） |
| (3) 質問書の受付 | 平成 31 年 4 月 16 日（火）12 時（正午）まで（必着） |
| (4) 質問に対する回答 | 平成 31 年 4 月 19 日（金）（予定） |
| (5) 企画提案書の受付 | 平成 31 年 5 月 8 日（水）午後 5 時まで（必着） |
| (6) 審査会 | 平成 31 年 5 月中旬（予定） |
| (7) 最優秀提案者の通知 | 平成 31 年 5 月下旬（予定） |

6 応募の手続き

- (1) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書（様式 1）を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

ア 受付期間

平成31年4月9日(火)から平成31年4月16日(火)まで
持ち込みの場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、平成31年4月16日(火)必着

イ 提出先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
環境農政局農政部農業振興課 生産振興グループ
電話 045-210-4427

(2) 企画提案書等の提出

参加意思表明書の提出後に、次のとおり企画提案書等を提出してください。

ア 受付期間

平成31年4月9日(火)から平成31年5月8日(水)まで
持ち込みの場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、平成31年5月8日(水)必着

イ 提出先

(1)と同様とする。

ウ 応募書類

- (ア) 企画提案書(様式2:正本1部、コピー6部)
- (イ) 見積書(様式3:正本1部、コピー6部)
- (ウ) 企画提案団体の概要(様式4:正本1部、コピー6部)
- (エ) 誓約書(参加資格関係)(様式5:正本1部)
- (オ) 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)
- (カ) 法人登記簿謄本(1部)
(発行日から3か月以内のもの)
※提出された書類は、返却しません。

7 質問の受付

質問書(様式6)を電子メール又はファクシミリで平成31年4月16日(火)12時(正午)までにご提出ください。

提出先:神奈川県環境農政局農政部農業振興課生産振興グループ

電子メール (fm0520.45h@pref.kanagawa.jp) ファクシミリ (045-210-8851)

- (1) 「件名」に【質問:平成31年度農作業受託研修事業公募について】と明記してください。
- (2) 提出後、必ず電話で着信の確認をお願いします。(生産振興グループ 045-210-4427)
- (3) 質問への回答は、平成31年4月19日(金)頃に、県ホームページにより回答することとします。

8 審査の方法

受注者の選定にあたっては、プロポーザル参加者が提出書類を基に審査員に対して提案内容の説明を行い、別表の「平成31年度農作業受託研修事業に係る企画提案書の評価基準表」に基づき、提出書類を審査・採点の上、1事業者を選定します。また、審査会の会場及び時間等は、参加者へ別途お知らせします。

なお、有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見の聴取を省略する場合があります。

9 審査結果

全ての応募者に5月下旬に書面で通知し、受注者として決定した者の名称を県のホームページで公表します。

受注者に選定された団体と神奈川県との間で、企画内容の詳細について協議の上、契約を締結します。

10 契約手続きについて

- (1) 選定された提案者と、随意契約により本業務委託の手続きを行います。
- (2) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行った上で見積書を提出し、発注者が委託上限額の範囲内で別途算定した予定価格内であった場合に、契約締結となります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合や、見積額が予定価格を超えていた場合には、提案次点者と同様の契約手続きを行います。

11 留意事項

- (1) 参加にかかる経費は参加者の負担とします。
- (2) 応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとします。
- (3) なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 提出できる企画提案は1事業者につき1案とします。